

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
活力と魅力ある高梁まちづくり計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
岡山県、高梁市
- 3 地域再生計画の区域
高梁市の全域

4 地域再生計画の目標

高梁市は岡山県の中西部に位置し、岡山県三大河川の一つである高梁川が中央部を南北に貫流し、その両側に吉備高原が東西に広がっている。備中松山城をはじめとした観光資源にも恵まれ、豊かな森林と美しい自然に囲まれた農林業を基幹産業とする農山村地域である。

本市は平成16年10月1日に1市4町（高梁市、有漢町、成羽町、川上町、備中町）が合併し新高梁市として誕生した。合併後の市域は547.01km²と広く、高梁川、有漢川、成羽川とその支流に沿ってわずかな平地があるものの、その他は急峻な傾斜部および起伏が激しい高原部が大部分をしめており、特に新市周辺部の農山村地域は道路網整備の遅れが目立っている。

現在、本市では少子・高齢化及び過疎化の進行が深刻化しており、林業においては木材価格の低迷を背景に担い手不足が進み、間伐、除伐等の山林の保育作業が十分に行なわれず、山林の荒廃が顕著となっており、同様に農業においても担い手不足による耕作放棄地の増加等が大きな課題となっている。また、少子化による児童生徒数の減少は学校の再編を余儀なくされ、児童生徒の通学距離が長くなるなどの影響を及ぼしている。

このような状況の中、住民の利便性や介護支援体制の充実・福祉サービスの向上のための福祉バスの運行、地域の生活に欠かせない日常生活車両、緊急車両及び社会福祉施設車両等の安全かつスムーズな通行の確保が求められている。

林道整備においては、林道を利用した森林整備による自然環境の保全と資源の更なる充実はもちろんのこと、災害時には迂回路としていくことも求められている。

このような課題を解決するため、市道と林道を一体的に整備、生活道路の改良、修繕等を実施し、生活環境の整備を積極的に進めることにより、住民の生活環境の向上、病院・福祉施設等へのアクセスの改善、豊かな自然環境の保全、農林業及び観光等の振興を図り、活力と魅力あるまちづくりを行ない、地域の再生を図るものである。

(目標 1) 周辺地区と中心部までのアクセス改善

* 「市道浅柄線」

備中町平川地区 ～ 中心部 (50分→45分 5分短縮)

* 「市道渡雁線」「市道上小瀬 1 号線」

成羽町日名地区 ～ 中心部 (30分→25分 5分短縮)

* 「市道阿部川原線」

落合町阿部地区 ～ 中心部 (25分→22分 3分短縮)

(目標 2) 幅員狭小による通行不都合箇所改善による安全かつスムーズな通行の確保および中心部までのアクセス改善

* 「市道甲平線」「市道柳瀬線」

成羽町成羽地区 ～ 中心部 (30分→23分 7分短縮)

(目標 3) 農林業の振興と地域環境の改善

* 間伐等実施面積の 6 % 増加

* 「林道鈴木線」

備中町西山地区 ～ 中心部 (45分→40分 5分短縮)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

「市道浅柄線」は平成 17 年から整備を開始したが、全線を整備するまでには至っていないため、本計画で全線を整備し、農林業の振興と農林産物の物流効率アップ、地区の生活道の利便性向上および救命救急体制の充実を図る。

また、市内の地域間を結ぶ「市道渡雁線」「市道上小瀬 1 号線」「市道阿部川原線」の整備により、朝夕の国道 313 号線の渋滞緩和、地区の生活道の利便性向上および救命救急体制の充実を図る。

「市道甲平線」については、市立成羽中学校への通学路になっているが、幅員狭小のため、通学者と自動車の通行に支障がある。また、同中学校は緊急避難場所に指定されていることから有事の際は、大型車両等の通行が困難と予想される。これらの点を改善し安全かつスムーズな通行の確保を図る。

「市道柳瀬線」については、「市道甲平線」と隣接している路線のため、一体的に整備することにより、地区の生活道の利便性向上および救命救急体制の充実を図る。

さらに、「林道西組線」他 1 路線の整備により、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化と間伐が遅れている森林や耕作放棄地を解消していく。

総じて、既存の「広域農道」や「ふるさと農道」と合わせた地域道路ネットワークを構築し、農林業及び観光等の振興、病院・福祉施設等の拠点施設へのアクセス改善、救命救急体制の充実を図ることにより、本計画の目標達成に向け、活力と魅力あるまちづくりを行っていく。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

○ 道整備交付金を活用する事業

※対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等は、別添の整備箇所を示す図面（付 1 - 2）による。

・市道浅柄線	昭和 6 2 年	1 月	5 日	道路認定
・市道渡雁線	平成 3 年	3 月	1 1 日	道路認定
・市道上小瀬 1 号線	昭和 6 2 年	3 月	2 7 日	道路認定
・市道柳瀬線	昭和 6 2 年	3 月	2 7 日	道路認定
・市道甲平線	平成 3 年	3 月	1 1 日	道路認定
・市道阿部川原線	昭和 6 2 年	3 月	2 7 日	道路認定
・林道西組線	平成 1 3 年	4 月	1 日	高梁川下流地域森林計画策定
・林道鈴木線	平成 1 3 年	4 月	1 日	高梁川下流地域森林計画策定

[施設の種類（事業区域） 実施主体]

- ・市道（高梁市）高梁市
- ・林道（高梁市）高梁市

[事業期間]

- ・市道（平成 2 2 年度～平成 2 6 年度）
- ・林道（平成 2 2 年度～平成 2 6 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道：4. 8 3 km
 - ・林道：2. 0 6 km
- 総事業費 2, 0 5 2, 4 0 0 千円（うち交付金 1, 0 0 7, 0 0 0 千円）
- 市道 1, 8 7 0, 0 0 0 千円（うち交付金 9 3 5, 0 0 0 千円）
- 林道 1 8 2, 4 0 0 千円（うち交付金 7 2, 0 0 0 千円）

5 - 3 その他必要な事業

地域再生法による支援措置を活用するほか「活力と魅力ある高梁まちづくり計画」を推進するため、以下の事業を総合的に行うものとする。

- ・市道改良事業や林道改良事業を進め、市内拠点施設等へのアクセス改善を図る。
- ・森林施業の実施に不可欠な施業実施区域の明確化作業および歩道の整備等を支援する森林整備地域活動支援事業を実施し、施業、経営の集約化を図る。
- ・林道整備事業として、森林組合等の除間伐施業を継続して行い、森林の適正管理を図る。
- ・中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止や集落協定等の活動を通じて、担い手の育成と優良農地の保全を継続して実施する。
- ・地域住民の足となる生活福祉バス運行事業を維持継続していき、地域の実情に即した新たな交通体系の確立を目指す。

- ・ 観光資源の再発掘と新たな観光ルートの設定および魅力アップを図るため備中高梁元気！プロジェクト事業を実施し、活力に満ちた積極的な誘客活動を行うとともに広域ネットワークの構築を図る。
- ・ 住民福祉向上のため、全市に情報通信網(C A T V)を整備し、行政情報、緊急放送等を放送し、情報の共有化を図る。
(事業主体：高梁市)

6 計画期間

平成22年度 ～ 平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い、当市において達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行う。

8 その他地方公共団体が必要と認める事項

該当無し